

# 奨学資金貸付要綱

## 1 目的

加茂市奨学資金は、経済的理由により就学が困難な状況にある、就学の意欲が旺盛な学生・生徒に対して、学資金（無利子）を貸し付けして、教育の機会均等を図り、有能な人材を育成することを目的として設けられた制度です。

学資金の貸し付けを受ける学生・生徒を奨学生といい、貸し付けられる学資を奨学金といいます。

## 2 資格

奨学金の貸し付けを受けることができる方は、次のとおりです。

- (1) 貸付期間の開始のとき、市内に居住する世帯の子弟
- (2) 奨学金を受けなければ本人の就学が困難であること。

※他の奨学金制度との併用も可能です。

## 3 貸付金額および貸付期間

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| (1) 高校生                    | 月額 12,000 円以内 |
| (2) 短大生（専門学校） 自宅通学         | 月額 20,000 円以内 |
| "                    自宅外通学 | 月額 28,000 円以内 |
| (3) 大学生（大学院） 自宅通学          | 月額 27,000 円以内 |
| "                    自宅外通学 | 月額 30,000 円以内 |

※ 自宅外通学とは、自宅からの通学が困難であると認められる人。

※ 専門学校は、短期大学と同等以上の修学年限（2年以上）を有すること。

※ 貸付期間は、進学した学校の就学期間の終了まで（卒業まで）

※ 奨学金は、指定された口座に振り込みでお支払います。

## 4 奨学生（保護者）の義務等

奨学金は、学資金としてお貸しするお金です。奨学生は卒業後、加茂市奨学資金貸付に関する条例及び同条例施行規則によって、返還しなければなりません。

返還金は、再び奨学資金となり、後輩に貸し付けられます。

### <返済（償還）の期限について>

奨学金は、貸付期間終了の月の翌月から起算して10年以内（増額の貸し付けを受けた場合は20年以内）に、半年賦又は年賦の方法により返済しなければなりません。

ただし、繰上償還することができます。

※ 半年賦（各年度の9月と3月にご返済いただきます。）

※ 年 賦（各年度の3月にご返済いただきます。）

## <返済の猶予（免除）と遅延利息について>

### \* 返済の猶予（免除）

奨学生が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別の事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部の返済を猶予又は免除することができます。

### \* 遅延利息

正当な理由がなく、返済を怠った場合は、遅延利息（最大で年 14.6%）が加算されますのでご注意ください。

## <届出事項>

奨学生（保護者）は、次の事由が生じた際は、速やかに手続きを行ってください。

- (1) 在学証明書の提出 …… 教育委員会から提出の依頼があったとき
- (2) 休学、転学、退学 …… その事由が生じたとき届出が必要  
※ 貸し付けの停止、償還（返済）開始等が必要になります。
- (3) 住所等の変更があった場合 …… その事由が生じたとき届出が必要
- (4) その他、教育委員会からの指示があった際は、その指示に従ってください。

## 5 奨学金の振込について

- ※ 新規申込者の奨学金は、4～5月分は5月末に指定の口座へ振り込む予定です。
- ※ 6月分以降は、原則として毎月9日（事務の都合上、通知なく変更する場合があります。）に振り込む予定です。
- ※ 随時受け付けた新規申込者については、中途からの貸し付けになります。
- ※ 継続者（2年目以降）の奨学金については、4月に在学調査を行う都合上、4～5月分を、5月に振り込む予定です。

## 6 増額貸付について

次の条件に該当する方（世帯）は、通常の奨学金に加えて、区分に応じた金額を増額して借りることができます。

通常の奨学金貸付の申請とは別に、増額貸付の申請が必要です。

### <増額貸付条件>

- ・主たる扶養者が失職している場合。
- ・主たる扶養者が役員となっている企業が倒産した場合。
- ・ひとり親家庭  
（事前に新潟県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の借受の努力を要する。）
- ・生活保護世帯。
- ・市民税非課税世帯（世帯全員が非課税。）
- ・上記の各条件に準ずると認められる場合。

<増額貸付の金額> ※平成 28 年 4 月 1 日より金額改定

- |                |       |                     |                     |
|----------------|-------|---------------------|---------------------|
| (1) 高校生        | ..... | 月額 12,000 円以内       |                     |
| (2) 短大生 (専門学校) | 自宅通学  | ..... 月額 20,000 円以内 |                     |
|                | ”     | 自宅外通学               | ..... 月額 28,000 円以内 |
| (3) 大学生 (大学院)  | 自宅通学  | ..... 月額 27,000 円以内 |                     |
|                | ”     | 自宅外通学               | ..... 月額 30,000 円以内 |

<増額できる期間>

増額貸付の期間は、増額貸付条件への該当事由が消滅した月までとなります。

再就職するなどし、該当事由が消滅したときは、速やかに届出を行ってください。

<お問い合わせ先>

加茂市教育委員会 学校教育課

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL 0256-52-0080 (内線 451)

FAX 0256-53-4655

Email [gakkyo@city.kamo.niigata.jp](mailto:gakkyo@city.kamo.niigata.jp)